

## 1 イタリア協同組合の特徴と特殊性<sup>注1)</sup>

### 1) イタリア協同組合の発展<sup>注2)</sup>

イタリアの最初の協同組合は 1854 年に設立されイギリス、フランス、ドイツなどの影響を受け、消費、金融、農業などの分野で急速に発展した。1910 年には 7400 の協同組合と 100 万人の組合員が存在していた。その後ファシズムの影響を受け受難の時期を迎えるが第二次大戦後、憲法で協同組合は認知を受け再び発展していく。初期の中心は復興をめざす住宅・建設協同組合であった。1980 年代からは福祉、教育、弱者支援などの運動が協同組合運動として拡大し 1991 年に社会的協同組合として法制化され欧州各国に広がった。

イタリア協同組合の発展を促したのは指導力の強い連合会の存在である。1886 年に最初の全国協同組合連合会が生まれたが社会主義思想を強めたために 1921 年にカトリック系などの連合会が生まれて分裂した。第二次大戦後も 4 つの連合会が存在したが中心はレガコープとコンフコーラティブ（以下コンフコープ）である。この 2 つは現在連帯を強めつつあり 2011 年 1 月には同盟関係も結んでいる。

2007 年にはイタリアには約 112,000 の協同組合が存在する。小規模協同組合が多いが大規模協同組合もある。マーケットシェアが大きい産業もある。2006 年の農業部門では全事業高の 62.4%を協同組合が占めている。また小売り事業でも生協のマーケットシェアは全国トップである。あらゆる産業に協同組合があり金融・保険・建設・製造業分野でも協同組合は大企業として参入している。地域的には協同組合コミュニティを形成している町もある。後に述べるように、エミリア・ロマーニャ州のイモラがそれである。

イタリア協同組合がここまで発展した要因としては次のようないくつかが考えられる。

①協同組合を思想的に支えている連帯（solidarity）と互惠（mutual）の思想、②法律面から協同組合の発展を支える利潤の強制的蓄積制度、③競争市場で有利に働くコンソーシアムや効率重視の制度、④教育、金融、サービスなどの二次的協同組合の形成、⑤協同組合連合会の指導力。以下では以上の項目のいくつかについて、イタリアにおける労働者協同組合に焦点を当てつつ説明していく。

### 2) イタリア協同組合法の特殊性<sup>注3)</sup>

#### 連帯思想と互惠思想

イタリアには「連帯」（solidarity）以外に「互惠」（mutual）という用語がある。ボローニャ大学の 2 人の教授にこの 2 つの用語の違いを聞いたところ、共通の意見が返ってきた。「互惠」は誰かに何かをしてもらったならそのお返しをその人を含めた誰かに与えることである。連帯は組織の外に対する用語であり、互惠は組織の内部での関係を示す用語であると。イタリアではこの互惠思想は歴史的・文化的に市民社会に浸透している。

法律用語としてもこの互惠は使われている。イタリア民法では協同組合を「資本の可変性と互惠目的をもつ」企業と規定する。法学者のアントニオ・フィチ（Antonio Fici）は、「互惠性はイタリアにしかないと思われる特異なものでイタリア法の歴史的な規定（1942

年の民法と 1948 年の憲法) として生まれた」と述べている。

### イタリア協同組合法の特殊性

イタリア協同組合法ではこの互恵という用語は特別の意味を有している。2003 年に改正された協同組合法で互恵の用語は次のような場合に使われている。

まず改正協同組合法では、互恵の用語は協同組合が組合員中心で事業を行っているかどうかという視点から「互恵優位型」(prevalently mutual) と「互恵非優位型」(not prevalently mutual) に分類されている。互恵優位型は、組合員による事業取引が事業全体の 50%以上である場合、また労働者協同組合であれば、組合員比率が労働者全体の 50%以上の協同組合である。これに対し互恵非優位型協同組合は、上の割合が 50%未満の場合である。2006 年では、登記された全イタリア協同組合 62,253 組合の中で互恵非優位型の協同組合が 6.2% (3,821 組合) を占めており、その非互恵型協同組合の中で労働者協同組合は 1,227 組合 (32.1%)、住宅協同組合が 615 組合 (16.1%) を占めている<sup>注 4)</sup>。

互恵優位型協同組合は通常の協同組合であり配当制限などの規制があるが、互恵非優位型では協同組合としての規制がほとんどなくその代わりに税法上の優遇措置もない。このように一般的には協同組合とは見なされないようなケースでも少数ではあるがイタリアでは協同組合に含まれている。しかし後に見るように、互恵非優位型であっても地域社会に大きく貢献している協同組合も存在している。

次にイタリア協同組合法では、協同組合の発展を促すためにすべての互恵優位型協同組合は、利潤の中から法定準備金として 30%、互恵基金 (mutual fund) として 3% を拠出することが義務づけられている。これに対し互恵非優位型協同組合では互恵基金への 3% のみが強制される。この互恵基金は全国的な基金として集められ新規協同組合の設立・発展に使われる。準備金や基金に利潤の 1/3 を拠出することを義務づけることは国際的にはまれであるがこれがイタリア協同組合の発展を促したことは疑いがない。

その他にも、イタリア協同組合法には 1 人 1 票の原則、ガバナンスシステム、投資のみの組合員などについて通常規定とは別に、国際基準からはずれる例外規定が存在している。組合員数や資本額に応じて最大 5 票まで認める仕組みや、事業協同組合では事業高に応じて全投票数の上限 10% まで 1 組合に認める仕組みや、人事権や決算の審議権などの権限を總會から監査役会に移譲してしまう営利企業型ガバナンスの仕組みなどがそれである。投資目的のみの組合員も法的に認められている。これらは従来型の真の協同組合規定からはみ出した規定であり、効率を重視するイタリア協同組合の特徴である。一部にはイタリア協同組合の歴史的特殊性から生じたものもあり、協同組合原則から逸脱していると考えられる場合もあるので慎重に検討することが必要ではあるが、効率と協同組合価値に関しての広いスペクトラムはイタリア協同組合の発展と密接に結びついていることを知る必要があるだろう。

## 2 エミリア・ロマーニャ州と協同組合の首都イモラ<sup>注 5)</sup>

イタリア北部に属するエミリア・ロマーニャ州は人口約 400 万人でその 57% が協同組合の組合員である。州都ボローニャは全国へ協同組合戦略を発信する協同組合の町であり人口の 2/3 が組合員になっている。エミリア・ロマーニャ州にはあらゆる産業に協同組合が

あるが最も栄えている領域は、小売、建設、農業、住宅、製造、社会的サービスである。この国は日本と同様に中小企業が多い。州内の企業数は 42 万であり人口で割れば女・子供を含め 9.5 人に 1 社の割合となる。協同組合も小規模協同組合が多数を占める。

しかし大企業の協同組合もある。州都ボローニャでは協同組合が 50 の大企業の内 15 を占めている。生協（消費者協同組合）はイタリア最大の小売業であり、レガ傘下のコープイタリアはボローニャに本部があり約 650 万人の組合員がいる。コープイタリアは仕入れ、開発、マーケティングを全国規模で統合しており 2008 年供給高は 126 億ユーロ（1 兆 5120 億円）でありイタリア全土でトップ 17.8%のシェアを有する。規模の経済性を徹底的に利用すると共に、コープ商品の開発でも組合員の目隠し調査により 15%は開発のやり直しをするなど協同組合としての明確なミッションや競争力を持っている。

ボローニャから東南へ列車で 30 分の距離にイモラ（Imola）という人口 6 万 4 千人の町がある。イモラはボローニャ県の一地方であるがエミリア・ロマーニャ州における協同組合の首都と呼ばれており、イモラの研究をした米国人マット・ハンコック（Matt Hancock）は、「イモラはイタリアの最も古い協同組合の故郷であり、協同（cooperation）という言葉の DNA として持っている町である。」と述べている<sup>注 6</sup>）。労働者協同組合の歴史は 140 年ありボローニャよりも古い。すべての産業に協同組合があり、130 の協同組合の故郷でコープイタリアもイモラが発祥の地である。現在は 111 の協同組合が存在している。

数年前にレガコープ全国組織の理事長にレガコープ・イモラ理事長が選出された。現在のレガコープ・イモラ理事長であるセルジオ・プラッティ（Sergio Prati）によれば<sup>注 7</sup>）、町の人口の 80%は協同組合組合員である。レガコープはイモラの協同組合全体を支援する役割を果たしており、特に新設の協同組合の発展を資金面で支援するシステムを有している。また最近 10 年間にわたり若者の協同組合教育にも力を入れており、多くの学校で授業中に年間 5 回、課外授業で年間 3 回にわたり協同組合を学ぶ機会を与えている。このように金融、教育、情報サービスなどの面でレガコープがもつインフラ型二次的協同組合のシステムは協同組合の発展に大きな役割を果たしてきた。

ハンコックによれば、典型的なイモラ家庭の年間可処分所得は 66,604 ドルであり米国平均を上回る。またこの町には協同組合を世代から世代に引き継ぐことが協同組合の責任であるという世代間互惠思想が文化としてしっかり根付いている。イモラ協同組合コミュニティは地域社会に根差し地域社会とともに生きていとハンコックは強調している<sup>注 8</sup>）。

### 3 イモラ製造業労働者協同組合<sup>注 9</sup>

#### 歴史と事業規模

イモラに存在する 10 余りの製造業協同組合はすべて労働者協同組合である。それらの多くは 19 世紀終わりから 20 世紀半ばまでに設立され長い歴史をもっている。セラミックを生産する Imola Ceramica は 1874 年、窓枠やドアを生産する 3elle は 1908 年、セラミ



ック製造機械を生産する Sacmi は 1919 年、道路建設資材を生産する Cti は 1930 年、歯科設備などを生産する Cefla は 1932 年、ビル・高速道路などを手掛けるゼネコンの CESI は 1920 年にそれぞれ設立された。イモラの町のトップ 4 つの製造業協同組合による雇用量は全協同組合の総雇用量の 47% を占め、イモラは工業都市でもある。

### 協同組合民主主義

組合員比率が 50% 未満という互惠非優位型の労働者協同組合が多いのもこの町の製造業協同組合の歴史的特殊性である。50% を超えているのは 3elle (52%)、CESI (75%) など僅かで、Cefla は 32%、Imola Ceramica は 15%、Sacmi は 32% などである。

多くの製造業協同組合では設備投資に多くに資金が要求されるために、互惠優位型であろうと非優位型であろうと組合員に要求される最低出資金は数百万円と高額である。最低出資金額は、セラミック製造機械メーカーの世界的リーダーであるサクミ (Sacmi ; プレス機械の世界シェア 50%) で 6 万ユーロ (720 万円)、ビル・高速道路などの建設を手がけるゼネコンのチェジ (CESI) で 5 万 5 千ユーロ (660 万円) など驚くほど高額である。

生協などとは異なり製造業では組合員の質が特に重視される。それは互惠優位型、互惠非優位型のどちらも同じである。組合員への情報開示を徹底して組合員総会を年間に何度も開催するのは参加意欲を高めるためでもある。製造業では一般に 4 回、多いところでは毎月つまり年間 12 回も総会を開催する。サクミでは年間 12~13 回 (5 時間を超えると翌日再度開催) の総会を開催し出席率は 80% を超えるという。

互惠非優位型協同組合は、組合員比率が 50% 未満であるから、組合員が非組合員を搾取する協同組合であると一般に考えられがちであるが、実態を見ると一概にそうと決めつけることはできない。非組合員であっても完全な正社員待遇であり、利潤分配を除けば賃金・保険などの労働条件は組合員と同一で産業別労使関係で決まる賃金は民間企業と同じである。また互惠非優位型は営利企業に近い制度を採用できる法的根拠を持っているが、イモラの場合には互惠非優位型協同組合も互惠優位型協同組合とほぼ同様のガバナンス構造を有しており、予算・決算・人事権などで総会が最終決定権を握っている。

互惠非優位型協同組合はイタリアの歴史的特殊性から存在していた協同組合であり、2003 年の協同組合法改正でも協同組合から排除されなかった。しかし改正協同組合法の下では設立インセンティブがないため、互惠非優位型は今後は生まれないとされている。

### 旺盛な投資意欲と海外進出

互惠優位型協同組合では利潤の中で準備金に向ける資金は最大 70% まで税控除が認められるが、互惠非優位型では 30% までしか認められない。にもかかわらずイモラの協同組合は、互惠優位型であろうと非互惠型であろうと利潤の 70% まで投資する旺盛な投資意欲を持っている<sup>注 10</sup>。またイモラの協同組合のみならずイタリア協同組合の特徴は、国際市場で活躍する協同組合の場合、多くの株式会社を子会社として抱えていることが少なからずあることである。セラミック製造機械メーカー・サクミの場合には持ち株比率 90% 以上の子会社を 70 社抱え多国籍協同組合企業として活躍している。子会社を所有する動機は新規事業の開拓であることが多く、企業買収も発展のための手段として割り切っている。競争力と効率を重視するイタリア協同組合の特徴の一部である。

#### 4 イタリア社会的協同組合<sup>注11)</sup>

##### 労働者協同組合としての社会的協同組合

社会的協同組合 A 型は社会、医療、教育などの分野のサービスにかかわり、B 型は社会的に不利な立場に追い込まれた身体障害者、精神障害者、薬物中毒患者、犯罪で執行猶予中の人などを対象としている。これらの人々は社会的に排除されている人たちであるためこの事業や運動は、欧州では社会的統合(social integration)とか労働統合(labor integration)と呼ばれている。

ボローニャ大学のフランコ・マルツオッチ (Franco Marzocchi) 教授によれば、社会的協同組合と労働者協同組合は統計的には別物として計上されているが、社会的協同組合は A 型、B 型を含めすべて労働者協同組合である。A 型は 7 千組合、B 型は 4 千組合、社会的協同組合とは別概念の労働者協同組合は 1 万組合、つまり広義の労働者協同組合は合計 2 万 1 千組合ということになる。社会的協同組合はイタリアで 1991 年に法制化されその後欧州全域に広がったが、このイタリア社会的協同組合の法制化運動は言い換えれば労働者協同組合の運動としてもとらえることができる。

マルツオッチ教授はこのイタリア社会的協同組合の源流を 3 つに分けている。①1970 年代バチカン・カトリック教会による社会連帯の運動として、社会的サービス・医療サービス・障害者対象雇用活動が (A 型+B 型) として生まれた。②1970 年代のオイルショック後のイタリアで 2 つの動きが出てきた。1 つは知的障害者を対象とする社会参加の協同組合の動きでこれが B 型の運動になっていく。③もう 1 つはオイルショック後の財政債務の圧縮の必要性から、老人介護、医療サービス、教育サービスなどの社会的サービスが地方で活発になり A 型の運動となった。これら 3 つの運動が 1991 年に社会的協同組合法として結実したわけである。このようにイタリア社会的協同組合の運動は法制化される 20 年近く前の 1970 年代から始まっていたと考えられる。

##### 社会的協同組合コンソーシアム

社会的協同組合は独立で事業を行っている場合もあるが、連帯の一形態としてコンソーシアム (consortium) というグループを形成している場合が多い。グループを形成する方が共通経費の面で節減ができ事業も有利に獲得できる。レガコープもコンフコープもコンソーシアムを形成し、地域単位、州単位、全国単位の組織で相互につながっている。コンフコープ系コンソーシアムの場合は組合数が多いが組合規模が小さく相互に連携して地域コミュニティの各種問題に取り組むという特徴を持っている。これはカトリック教会主導モデルであるが、コンフコープ系の社会的協同組合に属していても半分くらいはカトリック教とは関係がないようである。これに対しレガコープ系では協同組合数は少ないが後の事例にみるように事業規模が大きい。マルツオッチ教授はコンフコープ系コンソーシアムを地域コミュニティ型、レガコープ系コンソーシアムをビジネス型と名付けている。

##### 調査の具体例 (エミリア・ロマーニャ州)

イモラにジョバンニ・レリガトーレ (Giovani Religatore) というレガ系 B 型社会的協同組合がある。労働者数 35 人、障害者比率 50%で元受刑者もいる。この協同組合はコンソーシアムには属していない。事業内容は製本、印刷、部品組み立てなどで 130 万ユーロの事業高をもつ。ここでは障害者は週 38 時間以上働くと健常者と同一の賃金が得られる。

また障害者と健常者が同一の職場で働いている。日本では考えられないほど進んでいる。

ボローニャ郊外にチム（Cim）というコンフコープ系 A+B 型社会的協同組合がある。レストランの経営や工芸品の製作に取り組み、事業高は 65 万ユーロ、労働者組合員 20 人（A 型 5 人、B 型 15 人、障害者 6 人）が働いている。A 型と B 型の関係は、別の部屋で同じ作業をしているが B 型は工場のようにあり、A 型は教育目的で工房のようになっている。この協同組合はインシエーメ（INSIEME）というコンソーシアムに属し、他の協同組合と協力して障害者の子どもやシングルマザー問題など地域の課題に取り組んでいる。

1 つの社会的協同組合が複数のコンソーシアムに所属している場合もある。ボローニャ郊外のアクラ（Acri）というコンフコープ系 B 型協同組合は 3 つのコンソーシアムに所属している。1 つは事業の入札のために所属するメインの B 型コンソーシアム、2 つ目は自分たちの活動に含まれる移民支援のために所属する A 型コンソーシアム、3 つ目は施設の太陽発電のために所属する太陽発電コンソーシアムである。

ボローニャの郊外にエタベータ（ETA BETA）というレガ系 B 型社会的協同組合がある。30 人の労働者は理事長を除き全員元受刑者とアルコール依存症患者の組合員である。農産物の生産・インターネット販売、ステンドグラスなどの工芸品生産、幼児おむつの洗濯プロジェクトなどを手掛け事業高総額 30 万ユーロ。労働者の月収は最高が 1300 ユーロで日本の障害者月額報酬の 10 倍以上ある。イタリア B 型社会的協同組合の実力といえよう。エタベータが属するコンソーシアム・エプタ（EPTA）は 6 組合からなり、レガ系ではあるがコンフコープ系も含んでいるのが特徴である。

レッジョ・エミーリアにあるレガ系 B 型社会的協同組合ストラデッロ（Stradello）は、もとは A 型+B 型から出発したが、後に A 型を障害者施設の経営などの社会的協同組合ゾラ（Zora）として独立させ、自らは B 型として事業を特化し相互に連携している。13 ヘクタールの土地を持ちワイン・花の生産、工芸品の生産を行っている。ストラデッロの理事長はコンソーシアム 45（Quarantacinque）の理事長も務めている。このレガ系コンソーシアムは会員組合が 50 と大変大きく、全国 20 州の半分くらいで A 型と B 型の組合をメンバーにしている。コンソーシアムと会員組合は事業獲得面で協力し合っている。

このコンソーシアム 45 の会員には A 型社会的協同組合セリオス（Celios）も含まれている。セリオスはイタリア最大の A 型社会的協同組合で、全国に 35 の老人ホームと 30 の幼稚園・保育所を経営しており事業高は 1 億ユーロである。施設の土地・建物はほとんどが自治体所有でサービス提供が組合の事業である。2500 人の労働者は 98%が女性でセリオスは女性の労働者協同組合である。

## 5 イタリア社会的協同組合の哲学<sup>注 1 2)</sup>

イタリア協同組合の歴史、法律、制度、実態などからその根底に流れる思想と哲学を探ってみよう。イタリア協同組合社会には、協同組合を中心にして世界を建設しようとする変革の思想が感じられる。共産党や社会党と密接な関係を保っていた協同組合連合体レガコープは特にその傾向が強いが、コンフコープの思想的基礎にはカトリック社会思想があり、その一部である人間・労働を重視する思想や連帯思想は現代社会では変革の思想である。また憲法や民法で規定されている互惠概念は、連帯概念と結合したイタリア協同組合

特有の目的価値であり、連帯概念を補強し強固な連帯思想の基礎を築いている。

イタリア協同組合の中でも特に重視すべきは労働者協同組合である。製造業の労働者協同組合には国際市場で活躍する競争力の強い組合もある。福祉や教育の分野では女性の労働者協同組合も活躍し A 型社会的協同組合として公的福祉の分野を担いつつある。障害者や元受刑者など社会的に排除された弱者を支援する分野では B 型社会的協同組合が欧州の社会的経済を変革しつつある。共益・公益目的、強さ・優しさの構造を兼ね備えているのがイタリア労働者協同組合である。根底には労働重視、人間重視の思想が伺える。

社会的協同組合が急成長した背景にはコンソーシアムの役割がある。コンソーシアムは効率を高め競争力を強める役割を果たしてきた。農業、建設、消費の各協同組合における発展においてもコンソーシアムはイタリア協同組合発展のカギであった。コープイタリアも生協のコンソーシアムである。コンソーシアムは、連帯という基本的価値の視点からだけでなく効率と競争力を強めるシステムとしてとらえることも必要である。連帯により効率と競争力を強めるイタリア協同組合のシステムとしては、この他にも、システムを 2 重構造にして効率を高める二次的（金融、教育など）協同組合、蓄積のために利潤の 1/3 を準備金や互惠基金へ拠出することを義務づける法制度などがある。更に新事業開拓のための子会社の活用、投資組合員の導入なども含めると、効率と競争力に関係した制度について広いスペクトラムを持つのがイタリア協同組合の思想であり哲学である。

## 6 イタリア協同組合から学ぶ<sup>注 1 3)</sup>

日本の協同組合は協同組合社会の建設をめざすという目標を明確にする必要がある。また連合体を形成し連帯を強める方向に進まねばならない。分断された異種協同組合を相互に結合する仕組みを考えていく必要がある。

特に重要なのは協同組合が競争力をもつような連帯システムを組み立てる必要がある。協同組合の世界は、基本的価値を体現する本物づくりと、競争力をもつシステムづくりの双方をめざさねばならない。基本的価値と効率の間には、一方をめざすと他方が犠牲になるというトレードオフ関係があるが、このトレードオフ関係は連帯システムにより克服が可能である。イタリア協同組合やスペイン・モンドラゴン協同組合には、制度的仕組みに相違はあっても効率や競争力を強める連帯システムが共に存在している。競争社会の中でこれに対抗する協同組合社会を築くためにはこのようなシステムの考察が不可欠である。日本の協同組合社会はこのような連帯システムの検討をほとんど行ってこなかった。

突破口の 1 つは労働者協同組合法制化の早期実現である。労働者協同組合は農業、福祉サービス、製造業、建設業、弱者支援のための雇用など共益・公益双方に広い適用範囲を持っている。震災地域の再建にも力を発揮するだろう。適用範囲が広いため異種協同組合をつなぐ役割も果たせる。つまり労働者協同組合法制化は、協同組合世界の拡大と、連帯を強めシステム化を早める両方の役割を果たせるだろう。

### 注

- 1) 筆者は海外研修で 2010 年 10 月から 6 ヶ月間北イタリアボローニャに滞在する機会を得た。本稿はその期間中に得た情報を総合した筆者なりのイタリア協同組合社会の理解である。通訳を頂いた

岡田美苗、戎加代のお2人には大変お世話になった。お礼申し上げます。調査の不十分さや乏しい知識故に誤解や間違いもあると思われるがすべて筆者の責任である。また紙面の制約上、調査の具体例を詳細に説明することはできなかった。この点はいずれ別稿で改めて取り上げたい。

- 2) 参考にした主な文献は以下のとおりである。(2), (6), (7), (8).
- 3) 参考文献は(3)である。なお、mutual の用語は通常「相互扶助」と訳されているがここでは用語を短縮するために「互惠」をつかった。
- 4) 参考文献(3)A.Fici, p.24 参照。
- 5) 参考文献は(4), (7), (10)。
- 6) 参考文献(5)M. Hancock, p.2.
- 7) S. Prati への聞き取りによる。
- 8) 参考文献(4)M. Hancock, p.47, 53-55 参照。
- 9) 聞き取り調査および参考文献(3), (4), (6), (9)による。
- 10) 参考文献(4)M. Hancock, p.59.
- 11) 聞き取り調査および参考文献(6), (7), (11), (13)による。
- 12) 参考文献(1)参照。
- 13) 参考文献(12), (13), (14)参照。

## 参考文献

- (1) Piero Ammirato, “The Co-operative Consortia in Italy”, pp.25, not dated.
- (2) Carlo Borzaga, Sara Depedri, Riccardo Bodini, “Cooperatives: The Italian Experience” (2010), <http://www.euricse.eu/it/node/472>
- (3) Antonio Fici, “Co-operative Law Reform and Co-operative Principles”, Euricse Working Papers, No 002(2010).
- (4) Matt Hancock, *Compete to Cooperate: The Cooperative District of Imola* (2007).
- (5) Matt Hancock, “The Cooperative District of Imola”(2005), [http://www.ssc.wisc.edu/~wright/Sociology%20929-assignments-2010\\_files](http://www.ssc.wisc.edu/~wright/Sociology%20929-assignments-2010_files)
- (6) *IMOLA INSIEME 2010*
- (7) John Logue, “Economics, Cooperation, and Employee Ownership: The Emilia Romagna model - in more detail”, <http://dept.kent.edu/oeoc/oeoclibrary/#Cooperatives>
- (8) Stefano Zamagni and Vera Zamagni, *Cooperative Enterprise* (2010).
- (9) ピエーロ・アンミラート『イタリア協同組合：レガの挑戦』中川雄一郎監訳（2003年）。
- (10) 公益財団法人生協総合研究所「ヨーロッパの生協に学ぶ：生協の事業戦略と社会的役割」2009年度第3回公開研究会資料（2010年1月8日）
- (11) 田中夏子『イタリア社会的経済の地域展開』（2004）。
- (12) 津田直則「新たな社会経済システムへの展望－協同組合を中心として－」『国際公共経済研究』第21号（2010年9月）。
- (13) 津田直則「社会的経済と連帯社会の形成に向けて」NPO法人共生型経済推進フォーラム『社会的事業所法制化に向けて』第2章（2010年7月）。
- (14) 津田直則「生協の連帯組織を見る今日的視点」『生活協同組合研究』No.408（2010年1月）。